

第363回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年3月18日(金)10:03～10:14

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、大変お待たせいたしました。ただいまから、第363回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○靄田総務課長　第1部につきましては公開案件ではありますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、第1部の議事の模様につきましてはインターネットで同時中継を行っております。第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を、後日、委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料につきましては情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。念のため御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ありがとうございました。ただいま御説明がありましたように、議事次第において、第2部として記載されている議題については非公開での開催とさせていただきますと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。では、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題1、新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等についてに関しまして、靄田総務課長から御説明をお願いいたします。

○靄田総務課長　資料3を御覧ください。ポイントを御説明させていただきます。

4行目でございますけれども、3月15日及び16日付で経済産業大臣宛てに通常の約款により難しい特別な事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がございまして、大臣から意見の求めがございました。申請者は記載のとおりでございます。

44行目からの申請の概要でございます。次のページの72行目から、電気についての詳細

でございます。81行目に前回からの違いを記載してございます。前回認可等したもののからの変更点は、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち、昨年12月から本年3月の検針分について、それぞれさらに1か月延長するものでございます。

ただし、既に5か月延長している一昨年3月から昨年11月の検針分につきましては、それ以上の延長をしないというものです。

さらに、新しく本年4月の検針分についても、支払期限を1か月延長するというのが前回の認可等したもののからの変更点でございます。

92行目からガスについてでございます。101行目から前回認可等したもののからの変更点でございます。これにつきましては、昨年12月から本年3月の検針分について、それぞれさらに1か月延長するものでございます。

ただし、一昨年2月から昨年11月までについて5か月延長しているところは、延長しないものです。それから、本年4月の検針分につきましては、支払期限を1か月延長するというものでございます。

121行目でございますけれども、経済産業大臣への回答でございますが、本申請の供給条件につきましては、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として、認可等をして差し支えないものと事務局としては考えております。

これを踏まえまして、資料3、2のとおり、委員会として本申請を認可等することに異存がない旨、回答することといたしたいと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、事務局から御説明のありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。ありがとうございました。

それでは続きまして、議題2、電力広域的運営推進機関の2022年度予算及び事業計画の

認可についてに関しまして、伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤管理官      NW監視課の伊藤でございます。

資料4を御覧ください。電力広域的運営推進機関の2022年度予算及び事業計画の認可についてでございます。

（趣旨）の欄を御覧ください。広域機関から令和4年3月1日付で、大臣宛てに、2022年度予算及び事業計画認可申請があり、同月14日付で、大臣から委員会へ意見を求められているところでございます。これに係る審査を実施しましたので、大臣への回答について御審議いただくものでございます。

1. 審査方法でございます。これは審査基準、第1（37）に基づきまして、当委員会事務局にて審査を行ってございます。

2. 審査の結果でございます。審査基準、1（37）に照らして適正であることを確認してございます。具体的には、次のページに別紙として記載してございます。

左側に審査基準を記載してございまして、これに対する事務局の審査結果を右側に記載させていただいてございます。この審査結果に記載のとおり、いずれの基準にも該当していることを確認してございます。

次に、大臣への意見回答に当たりまして、広域機関から提出された認可申請の一部であります2022年度事業計画を御覧いただきたいと思います。具体的には17ページでございますが、下線は当委員会事務局で引いたものですが、特に注目した記載内容として、最後のポチのところでございますけれども、広域機関システムに関する記載がございます。

読み上げますが、2016年のシステムの運用開始からたび重なる改修をしてきたこともあり、システムの機能や構成が複雑化しており、追加開発や維持管理への影響が出始めている。2024年度には容量市場や需給調整市場の導入が終わることや、2030年度にハード・ソフトともに保守不可能となる時期を迎えることもあり、2024年度以降に本格着手できるよう、システムリプレースの検討を行う。

このように、既存の広域システムに関する課題などの記載がございます。また、当委員会でも、審査の過程においてこのような課題があることを確認したところでございます。

25ページ、最後を御覧ください。意見回答でございますが、このため、大臣への意見回答に際しまして、認可することに異存がない旨を回答するとともに、追加の意見を付してはどうかと考えてございます。

具体的には、ただし書きのところでございますが、現行の広域機関システムは、電気事

業制度が複雑化することに伴い、システム改修費用が増大しており、その費用は広域機関システムの予算の大宗を占めることから、広域機関において、広域機関システムのリプレイスについて、その後の改修費用等が過大とならないよう、専門家の助言を受けながら本格検討を早期に実施すること、さらに、審議会等において電気事業制度改正の議論を行う際には、それにより生じる社会的便益と広域機関システム改修に係るコストを比較するなど、費用対効果を踏まえて検討できる体制を構築することを前提にすべきと考えます。

このため、貴職におかれましては、上記について、広域機関が適切に対応するよう、よろしく願いいたします。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。

武田委員、よろしく願いいたします。

○武田委員      ありがとうございます。

情報システムについては、他のシステムへの乗換えが困難な状況において、必ずしも合理的ではない額の支払いが認められるという、いわゆるベンダーロックインの問題があると思います。本件回答のただし書きは同問題の懸念を示すものであって、そこに記された対応策の提案も適切であると思いました。

特に、対応策について書かれた効果・効用に加えて、開かれた場で透明性の高い議論を行うことによって、不合理な対価設定に対する一定の抑制効果を機能させることも期待できるのではないかと思います。

以上です。

○横山委員長      どうもありがとうございました。ほかに御意見ございますでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、貴重な御意見いただきましたけれども、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。ありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

か。

ごさいませんようですので、それでは、これにて第1部を終了といたします。ありがとうございました。

——了——